

しんきんホームバンキングサービス利用規定

1. (しんきんホームバンキングサービス)

- (1) しんきんホームバンキングサービス(以下「本サービス」といいます。)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)の占有・管理する端末機(以下「端末機」といいます。)による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できます。
 - ① 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)より、指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引
 - ② 支払指定口座につき行う所定の照会
- (2) 本サービスで利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① プッシュホン式電話(以下「プッシュホン」といいます。)
 - ② ファクシミリ
 - ③ スーパーパソコン端末
 - ④ VALUX端末
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
- (4) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込にもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. (VALUX端末の利用)

- (1) VALUX端末を利用する依頼人は、本サービスの利用に際して、別途株式会社NTTデータ(以下「NTTデータ」といいます。)との間で、NTTデータが提供するVALUXサービスの契約を締結するものとします。またVALUXおよびVALUX接続IDの利用・契約等に関する取扱については、NTTデータの定めによるものとします。
- (2) 本サービスを利用するにあたり必要となる対応ソフトウェアは、当金庫では提供いたしません。依頼人は、他金融機関等の提供する対応ソフトウェアを通じて本サービスを利用するものとします。当金庫では他金融機関等の提供する対応ソフトウェアの保守および不具合・バージョンアップ等の対応は行わないこととします。

3. (振込または振替の受付等)

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合には、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 当金庫は前項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、発信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。
 - ① プッシュホンおよびファクシミリの場合は、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号(以下「口座番号等」といいます。)が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致していること
 - ② スーパーパソコン端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した端末機の電話番号が、届出の端末機の電話番号と一致していること
 - ③ VALUX端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した接続IDが、届出の接続IDと一致していること

- (3) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号（あらかじめ当金庫に登録いただいた預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。）、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合ならびにプッシュホン、ファクシミリおよびHU（VALUX）端末により取引を行う場合を除きます。以下同じ。）、および意思確認コードを入力の上当金庫宛発信してください。
- (4) 依頼の内容については、当金庫が受信した確認暗証番号および承認暗証番号と届出の確認暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定します。
- (5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を、依頼人の端末機に発信しますので確認してください。
- なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振込金額と第7条第4項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続を行います。
- (7) 支払指定口座からの資金の引落しは、当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、またはカードローン契約規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書、またはカードによらず、当金庫所定の方法により取扱います。
- (8) この取扱による1日あたりおよび1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合は、振込および振替はできません。
- ① 振込または振替時に、振込金額と第7条第4項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき
ただし、支払指定口座からの引落しが複数ある場合に、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額をこえるときは、そのいずれかを引落すかは当金庫の任意とします。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき
 - ③ 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき
- (10) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
- なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻しにより処理します。

4.（依頼内容の変更、組戻し）

- (1) 振込取引において、依頼内容（受取人の預金種目、口座番号および口座名義人に関する事項をいいます。以下本項において同じ。）の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店（以下「取引店」といいます。）の窓口において、依頼人が次の訂正の手続を実施していただくことにより、かかる変更を実施します。
- ① 当金庫所定の振込・送金訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、振込・送金訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後に、その依頼を取りやめる場合、または振込先の金融機関名、店舗名もしくは振込金額を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において、依頼人が次の手続を実施していただくことにより、組戻しを実施します。

- ① 当金庫所定の振込・送金組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
- ② 当金庫は、振込・送金組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻された振込資金は、振込・送金組戻依頼書に指定された方法により返却します。
- (3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しできないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 振込・送金訂正依頼書または振込・送金組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

5. (照 会)

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、発信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が発信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに発信した情報について変更または取消をすることがあります。

6. (契約期間)

本サービスの当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに依頼人または当金庫から解約の申出をしない限り、本サービスは期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

7. (手数料等)

- (1) 本サービスの基本手数料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、依頼人が指定した預金口座から払戻しのうえ基本手数料に充当します。預金口座からの払戻しは、当座勘定規定または総合口座取引規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書によらず、当金庫所定の方法により取扱いいたします。

なお、当初契約期間の基本手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

- (2) 基本手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の基本手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本手数料を月割計算により返戻します。
- (4) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の振込手数料を支払ってください。
- (5) 振込取引の組戻手続を行った場合は、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の組戻手数料を支払ってください。

8. (取引内容の確認)

- (1) 本サービスにより取引を行った場合は、取引後すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨を取引店に連絡してください。
- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

9. (暗証番号等の管理)

- (1) 端末機、接続IDおよび暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。

- (2) 端末機は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、接続 I D、暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、接続 I D、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいう。以下同じ。）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

10. (免責事項)

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱が遅延したり不能・二重振込となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により、取扱が中断したと判断される場合、取扱内容を取引店に確認してください。
- (3) 本サービスによる振込または振替依頼の受付時に、第 3 条第 2 項各号ならびに第 4 項の一致を確認して取扱いましたうえは、当金庫は端末機、接続 I D および暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、端末機、接続 I D、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込の損害である場合、個人の依頼人は第 11 条の定めに従い補てんを請求できるものとします。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、第 11 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (暗証番号等の盗取等による不正な振込等)

(注) 個人の依頼人のみの取扱いとさせていただきます。

- (1) 端末機、接続 I D、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、依頼人より十分な説明が行われていること
 - ③ 依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が依頼人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該振込が行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび依頼人に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、端末機、接続 I D、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ① 不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該振込が依頼人の重大な過失により行われたこと
 - B 依頼人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 依頼人が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 不正な振込が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

12. (届出事項の変更等)

- (1) 暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、接続ID、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (解約)

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によることとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、依頼人に通知することなく、当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。
 - ① 1年以上にわたり、本サービスにて、振替、振込が発生しなかったとき
 - ② 依頼人が本サービスで発生した手数料を支払わなかったとき
 - ③ 住所変更等の届出を怠る等、依頼人の責めに帰すべき事由によって、当金庫で依頼人の所在が不明になったとき
 - ④ 本サービスにおける支払指定口座がすべて解約されたとき
 - ⑤ 依頼人について相続の開始があったとき
 - ⑥ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続開始の申立てがあったとき
 - ⑦ 依頼人がこの規定に違反したとき

14. (届出印)

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

本サービスにもとづく依頼人の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座勘定貸越契約書、カードローン契約規定、ローンカード規定および振込規定等により取扱います。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上